

沖縄県国民健康保険広域化等支援方針 新旧対照表

改正後	現行
<p>第1章 基本事項</p>	<p>第1章 基本事項</p>
<p>1 策定の趣旨</p>	<p>1 支援方針の目的</p>
<p>本県において、国民健康保険事業が開始されたのは、27年間に及ぶアメリカ合衆国の統治下から本土復帰した昭和47年であり、その1年後の昭和48年4月には、県内全ての市町村において国民健康保険事業が実施され、皆保険が達成された。</p> <p>以来、市町村が運営する国民健康保険(以下「市町村国保」という。)は、被用者保険の被保険者等を除いた、すべての住民が加入する国民皆保険の最後の砦として、重要な役割を果たしてきた。</p> <p>しかしながら、市町村国保は、被用者保険と比べて年齢構成が高く、医療に係る支出は増え続けていく一方で、保険税(料)の引き上げによる収入の確保が難しいことから、赤字補填目的の法定外繰入に頼らざるを得ないという構造的な問題を抱えている。</p> <p>また、本県は多くの離島を有する等の要因により、財政運営が不安定となりやすい小規模保険者が多く、市町村国保間の医療費や保険税(料)の格差が、全国と比べても大きい状況にある。</p>	<p>本県において、国民皆保険の最後の砦ともいえる国民健康保険事業が開始されたのは、27年間に及ぶアメリカ合衆国の統治下から本土復帰した昭和47年である。</p> <p>これに伴い、国民健康保険事業の保険者となった市町村は、復帰から2年後の昭和49年4月までに皆保険を達成することを義務づけられたが、市町村及び関係機関のたゆまぬ努力により、復帰から1年後の昭和48年4月には、県内全ての市町村において国民健康保険事業が実施され、皆保険が達成された。</p> <p>これまで、国民健康保険事業は県民生活に欠くことのできない制度として、県民の健康と命を守り、必要な医療を確保する上で重要な役割を果たしてきた。</p> <p>しかしながら、世界経済のグローバル化に伴う競争の激化及び国内の財政構造改革等に伴う県民所得への影響等により、国民健康保険事業の主要な財源である保険税(料)収入は減少傾向にあり、また、着実に進む高齢化及び高度医療技術の進歩等により医療費は年々増加しており、国民健康保険事業の安定的運営は極めて厳しい状況となっている。</p> <p>さらに、国民健康保険は、他の医療保険に属さない人すべてを被保険者としていくことから、高齢化や産業構造の変化といった社会経済の変動要因の影響を受けやすく、このため、これまでの制度改革や保険者である市町村の努力にもかかわらず、</p>

沖縄県国民健康保険広域化等支援方針 新旧対照表

改正後	現行
<p>市町村国保の運営の広域化や財政の安定化を推進することで、このような状況の改善を図ることを目的として、国民健康保険法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「沖縄県国民健康保険広域化等支援方針」を策定する。</p> <p>なお、平成 30 年度から、国保の財政運営責任が市町村から都道府県へ移管されることに伴い必要となる各種施策についても、この方針の中で取り組んでいくこととする。</p>	<p>ぜい弱な財政基盤という国民健康保険制度が抱える構造上の問題は、一層深刻さを増している。</p> <p>県は現下の情勢を踏まえて、これからも県民が安心して必要な医療サービスの提供を受けられるよう、国民健康保険事業の安定的運営を目指し、その実現に向けた具体的な施策を推進するため、国民健康保険法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき「沖縄県国民健康保険広域化等支援方針」を策定する。</p>
<p>2 対象期間</p>	<p>2 支援方針の策定年月日及び期間</p>
<p>この方針の対象期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>なお、期間中であっても、沖縄県国民健康保険広域化等連携会議(以下「連携会議」という。)における検討を踏まえ、国の社会保障制度改革等にあわせた必要な見直しを行うこととする。</p>	<p>この方針の期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>なお、期間中であっても、沖縄県広域化等連携会議における検討を踏まえ、国の社会保障制度改革等にあわせた必要な見直しを行うこととする。</p>
	<p>3 支援方針の目標</p> <p>この方針においては、県民が安心して必要な医療サービスの提供を受けられるよう、国民健康保険事業の運営の広域化や財政の安定化を推進するため、保険者規模別収納率目標の設定及び県調整交付金の活用方法、並びに標準的な保険税(料)収入の算定方式等の整備を図り、もって国民健康保険制度の持続的な運営を目標とする。</p>

沖縄県国民健康保険広域化等支援方針 新旧対照表

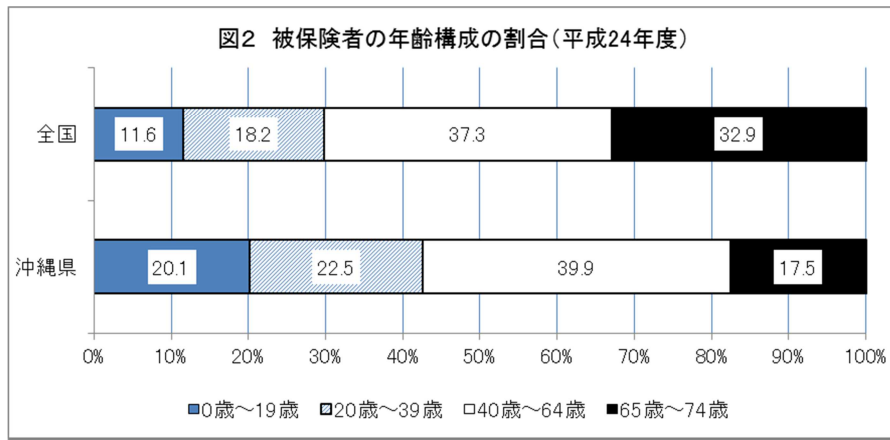
改正後	現行
	<p>4 施策の実現に向けた役割分担</p> <p>(1) 県の役割 県は、国民健康保険制度の持続的な運営を図るため、市町村に対し国民健康保険事業の運営の広域化又は財政の安定化に必要な助言及び支援等を行うとともに、被保険者の年齢構成等本土とは異なる本県の地域実情を考慮した国民健康保険制度のあり方について、積極的に国との調整を図るよう努める。</p> <p>(2) 市町村の役割 市町村は、国民健康保険事業の実施主体として県と連携し、国民健康保険事業の安定的運営に向け地域の実情や課題に対応した施策の推進を積極的に図るとともに、地域住民が安心して必要な医療サービスを受けられる機会の確保及び環境の整備に努める。</p> <p>(3) 関係団体の役割 県及び市町村等の関係機関と連携し、県民が安心して必要な医療サービスの提供を受けられるよう努める。</p>
<p>第2章 本縣市町村国保の現状と将来の見通し</p>	<p>第2章 沖縄県内の市町村国民健康保険事業の現状と課題</p>
<p>1 被保険者等の状況</p> <p>(1) 保険者数、被保険者数及び世帯数</p> <p>平成 24 年度末現在で、保険者数は 41 市町村、加入世帯数は <u>256,198</u> 世帯、</p>	<p>(1) 保険者数、被保険者数及び世帯数</p> <p>本県の市町村国民健康保険事業の保険者数は、平成 23 年度末現在で 41 市町</p>

改正後	現行																								
<p>被保険者数は <u>493,984 人</u>、<u>1世帯当たりの被保険者数は 1.93 人</u>となっている。被保険者数及び 1 世帯当たりの被保険者数は減少傾向にある(図1)。</p> <p>なお、本県では那覇市において約 10 万人の被保険者数を有する一方で、被保険者数千人未満の保険者が 11 保険者おり、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模な保険者が多く、保険者規模の格差が大きい状況である。</p> <div data-bbox="190 542 1070 1050" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>図1 世帯数及び被保険者数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国保加入世帯数</th> <th>被保険者数</th> <th>1世帯あたり被保険者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>253,928</td> <td>518,050</td> <td>2.04</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>254,407</td> <td>512,426</td> <td>2.01</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>256,266</td> <td>509,240</td> <td>1.99</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>256,316</td> <td>506,100</td> <td>1.96</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>256,198</td> <td>493,984</td> <td>1.93</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(出所)厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」</p> <p>(2)被保険者の年齢構成</p> <p>平成 24 年度の被保険者の年齢構成は、0 歳から 19 歳の割合が 20.1%、20 歳から 39 歳の割合が 22.5%、40 歳から 64 歳の割合が 39.9%、65 歳から 74 歳の割合が 17.5%となっており、0 歳から 19 歳の割合は全国で最も高い一方で、65 歳から 74 歳のいわゆる前期高齢者の割合は最も低くなっている(図2)。</p> <p>次に、被保険者の年齢構成を前期高齢者の割合に着目して市町村別に見た</p>	年度	国保加入世帯数	被保険者数	1世帯あたり被保険者数	平成20年度	253,928	518,050	2.04	平成21年度	254,407	512,426	2.01	平成22年度	256,266	509,240	1.99	平成23年度	256,316	506,100	1.96	平成24年度	256,198	493,984	1.93	<p>村、加入世帯数は、257,742 世帯、被保険者数は、504,762 人となっている。これは本県の人口 1,422,938 人のうち、35.5%の県民が国保に加入していることになる。</p>
年度	国保加入世帯数	被保険者数	1世帯あたり被保険者数																						
平成20年度	253,928	518,050	2.04																						
平成21年度	254,407	512,426	2.01																						
平成22年度	256,266	509,240	1.99																						
平成23年度	256,316	506,100	1.96																						
平成24年度	256,198	493,984	1.93																						

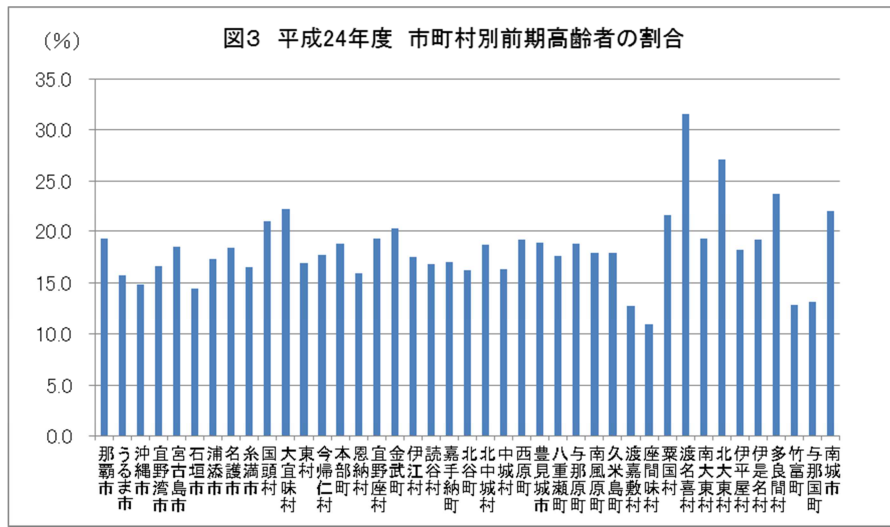
改正後

現行

場合、最高が渡名喜村の 31.5%、最低が座間味村の 10.9%となっている(図3)。



(出所)厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査報告」



(出所)厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査報告」

改正後	現行																		
<p><u>(3) 一人当たり課税標準額</u></p> <p>平成 24 年度の一人当たり課税標準額は <u>365 千円</u>と、<u>全国平均 633 千円の6割程度</u>であり、<u>全国最低</u>となっている(図4)。</p> <p><u>これを市町村別で見た場合、最高が北大東村の 628 千円、最低が多良間村の 141 千円、その格差が約 4.5 倍</u>となっており、<u>全国的に見ても市町村間の格差が大きい</u>状況である(図5)。</p> <div data-bbox="168 603 1043 1056" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>図4 一人当たり課税標準額の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>全国 (千円)</th> <th>沖縄県 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>755</td> <td>387</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>704</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>638</td> <td>362</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>628</td> <td>357</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>633</td> <td>365</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(出所)厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査報告」</p>	年度	全国 (千円)	沖縄県 (千円)	平成20年度	755	387	平成21年度	704	380	平成22年度	638	362	平成23年度	628	357	平成24年度	633	365	<p><u>(2) 所得分布</u></p> <p>本県の国民健康保険加入者における平成 22 年度の一人当たりの所得(旧ただし書き方式による課税標準額)は 357 千円で、全国平均 628 千円の 56.8%となっている。</p>
年度	全国 (千円)	沖縄県 (千円)																	
平成20年度	755	387																	
平成21年度	704	380																	
平成22年度	638	362																	
平成23年度	628	357																	
平成24年度	633	365																	

改正後	現行
<p data-bbox="212 271 1019 303">図5 平成24年度 市町村別一人当たり課税標準額</p>  <p data-bbox="179 758 1019 790">(出所) 厚生労働省保険局「平成24年度国民健康保険実態調査報告」報告データを基に作成</p> <p data-bbox="168 829 1108 981">次に、世帯の所得を所得階級別に見た場合、本県では、所得のない世帯が30.0%、1～100万円未満の世帯が38.0%と、両世帯で全体の68.0%を占めており、全国の51.0%と比べて本県の国保世帯は、厳しい所得状況にある(図6)。</p> <p data-bbox="168 1005 1108 1093">また、平成24年度において保険税(料)の軽減を受けている世帯の割合は61.9%と、全国で最も高い割合である。</p> 	<p data-bbox="1131 1013 2105 1165">また、平成22年度において保険税(料)の軽減を受けている世帯の割合は、7割軽減世帯が38.8%、5割軽減世帯が9.8%、2割軽減世帯が12.8%となっており、世帯全体の約6割にあたる61.4%の世帯が軽減世帯となっている。</p>

沖縄県国民健康保険広域化等支援方針 新旧対照表

改正後	現行
<p>(注)①擬制世帯、所得不詳を除いて集計している。 ②ここでいう所得とは、「旧ただし書き方式」により算定された所得総額(基礎控除前)である。 (出所)厚生労働省保険局「平成 24 年度国民健康保険実態調査報告」 ※国公表資料では都道府県別のデータは公表されていないため、本県の割合については、国報告データに基づき、算定している。</p> <p>2 医療費の状況</p> <p>(1)一人当たり医療費</p> <p>平成 24 年度の一人当たりの医療費(一般+退職)は <u>268,473 円</u>で、<u>全国最低</u>となっている(図7)。これを入院、入院外、歯科別にみると、入院が 122,246 円、入院外が 127,300 円、歯科が 16,169 円となっており、入院は全国第 28 位、入院外及び歯科は<u>全国最低</u>となっている。また、一人当たり医療費を年齢階級別に<u>全国と比較した場合、65～69 歳及び 70～74 歳の前期高齢者において、本県が全国を上回っている(図8)。</u></p> <p>次に一人当たり医療費を市町村別で見た場合、<u>最高が渡名喜村の 395,398 円</u>、<u>最低が座間味村の 162,343 円</u>、その格差が約 2.4 倍となっており、<u>全国的に見ても市町村間の格差が大きくなっている(図9)。</u></p>	<p>(3) 医療費の動向</p> <p>① 医療費の推移</p> <p>平成 22 年度における市町村国民健康保険事業の医療費総額(療養諸費)は、1,287 億円となっている。これを一人当たりの医療費(一般+退職)で見ると 251,282 円となり、増加傾向にある。</p> <p>また、沖縄県の国民健康保険における平成 14 年度から平成 22 年度の一人当たりの医療費の対前年度増減率平均は 3.94%で、全国国民健康保険の 3.44%、被用者保険を含めた国民医療費の 2.02%に比べ、高くなっている(表1「沖縄県国民健康保険における医療費と全国国民健康保険における医療費、国民医療費の比較」参照)。</p>

沖縄県国民健康保険広域化等支援方針 新旧対照表

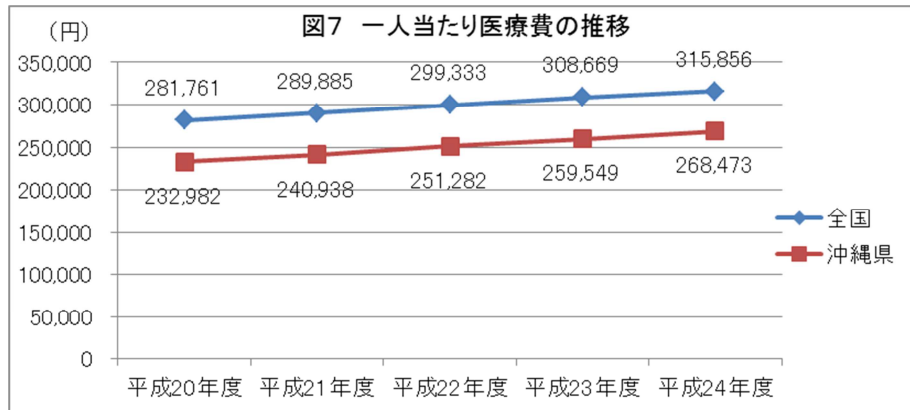
改正後

現行

表1 「沖縄県国民健康保険における医療費と全国国民健康保険、国民医療費の比較」

年度	沖縄県(市町村国保)		全国(市町村国保)		全国(国民医療費)	
	一人当たり医療費 (円)	対前年度増減 (%)	一人当たり医療費 (円)	対前年度増減 (%)	一人当たり 国民医療費(円)	対前年度増減 (%)
H13	177,806	-	221,284	-	244,300	-
H14	177,304	△ 0.28	216,878	△ 1.99	242,900	△ 0.57
H15	182,935	3.18	225,504	3.98	247,100	1.73
H16	189,100	3.37	234,593	4.03	251,500	1.78
H17	201,494	6.55	249,180	6.22	259,300	3.10
H18	206,466	2.47	256,178	2.81	259,300	0.00
H19	221,601	7.33	272,555	6.39	267,200	3.05
H20	232,982	5.14	281,761	3.38	272,600	2.02
H21	240,938	3.41	289,885	2.88	282,400	3.60
H22	251,282	4.29	299,333	3.26	292,200	3.47
	増減率平均	3.94	増減率平均	3.44	増減率平均	2.02

(※平成14年度から平成19年度にかけて老人医療の対象年齢が75歳から70歳に引き下げられたこと
に伴い、国民健康保険(一般+退職)の対象年齢が69歳から74歳に引き上げられている。)

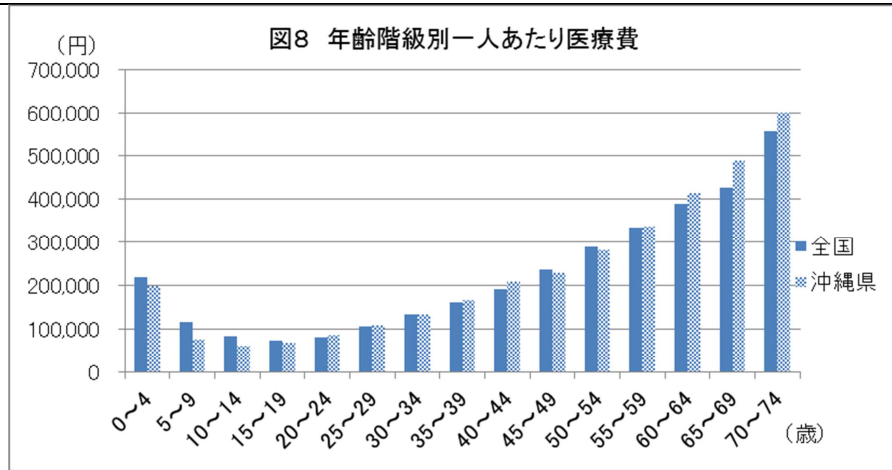


(出所)厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

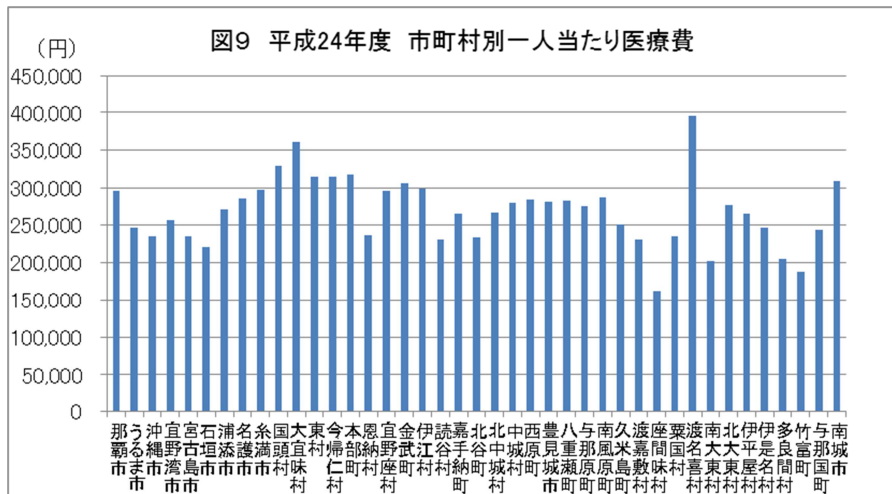
沖縄県国民健康保険広域化等支援方針 新旧対照表

改正後

現行



(出所)厚生労働省保険局「医療給付実態調査報告」
厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査報告」



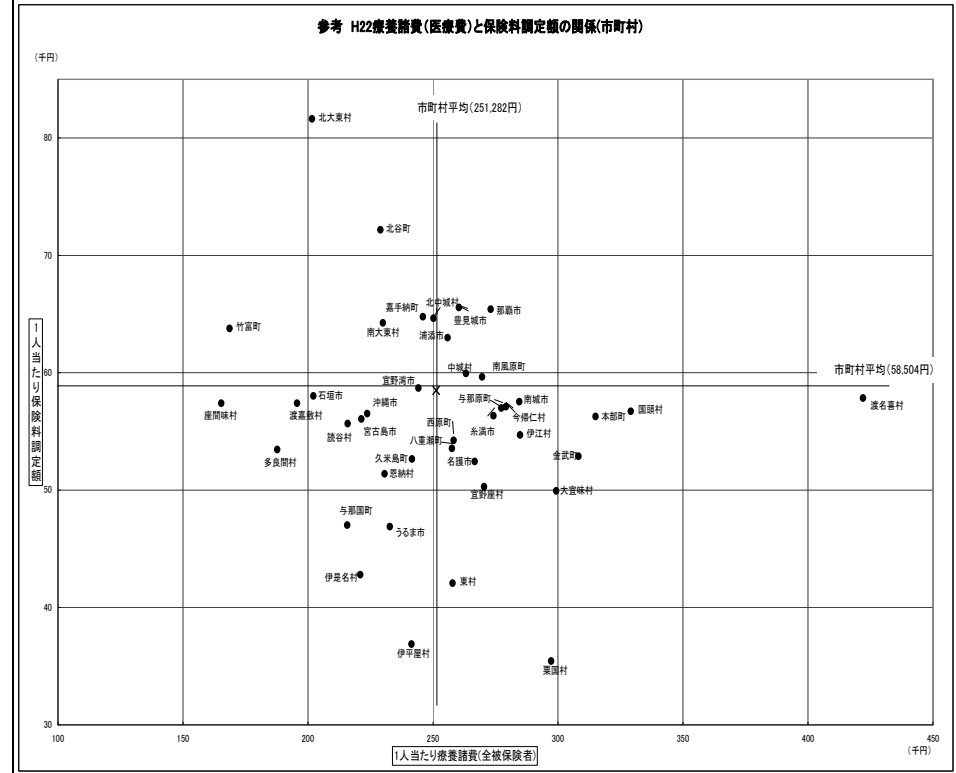
(出所)沖縄県保健医療部国民健康保険課「国民健康保険事業状況」

改正後	現行																								
<p>(2)被保険者 100 人当たり受診件数、1日当たり診療費及び1件当たり診療費</p> <p>平成 24 年度の被保険者 100 人当たり受診件数は <u>728 件</u>で<u>全国最低</u>となっている。一方で、1日当たり診療費は <u>13,782 円</u>で<u>全国第2位</u>、1 件当たり診療費は <u>30,085 円</u>で<u>全国最高</u>となっている(図 10)。</p> <div data-bbox="152 544 1061 1018" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>図10 被保険者100人当たり受診件数等の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>1日当たり診療費 (円)</th> <th>1件当たり診療費 (円)</th> <th>100人当たり受診件数 (件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>12,244</td> <td>27,487</td> <td>701</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>12,576</td> <td>27,937</td> <td>708</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>12,974</td> <td>28,861</td> <td>715</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>13,208</td> <td>29,042</td> <td>728</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>13,782</td> <td>30,085</td> <td>728</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所)厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」</p> </div>	年度	1日当たり診療費 (円)	1件当たり診療費 (円)	100人当たり受診件数 (件)	平成20年度	12,244	27,487	701	平成21年度	12,576	27,937	708	平成22年度	12,974	28,861	715	平成23年度	13,208	29,042	728	平成24年度	13,782	30,085	728	<p>②被保険者(一般+退職)100 人当たり受診件数、1日当たり診療費及び 1 人当たり診療費</p> <p>被保険者 100 人あたりの受診件数は増加傾向にあり、平成 22 年度における受診件数は 715 件となっている。</p> <p>また、1日当たり診療費は、全体(一般+退職)の診療費計で12,974 円、1 人当たり診療費は 206,389 円となっており、増加傾向にある。</p> <p>③医療費と保険税(料)調定額の関係</p> <p>平成 22 年度における一人当たり医療費の 251,282 円と保険税(料)一人当たり調定額の 58,504 円を基準として、保険者ごとに医療費と保険税(料)の相関を図で表すと図2のとおりとなる。</p> <p>この表から、県内市町村における医療費と保険税(料)調定額の関係は、必ずしも比例しているわけではないことがわかる。</p>
年度	1日当たり診療費 (円)	1件当たり診療費 (円)	100人当たり受診件数 (件)																						
平成20年度	12,244	27,487	701																						
平成21年度	12,576	27,937	708																						
平成22年度	12,974	28,861	715																						
平成23年度	13,208	29,042	728																						
平成24年度	13,782	30,085	728																						

改正後

現行

図 2



3 保険税(料)の状況

(1) 一人当たり保険税(料)調定額

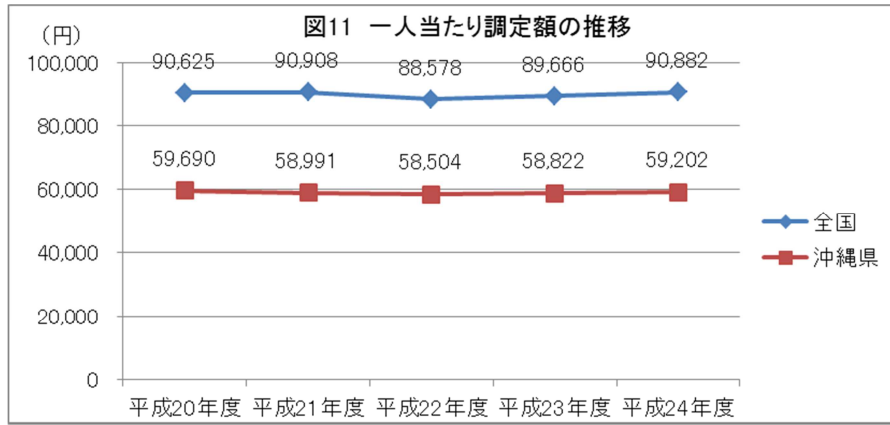
平成 24 年度の一人当たり保険税(料)調定額は、59,202 円と、全国平均 90,882 円の約 65%で、全国最低となっている(図 11)。

(4) 保険税(料)の状況

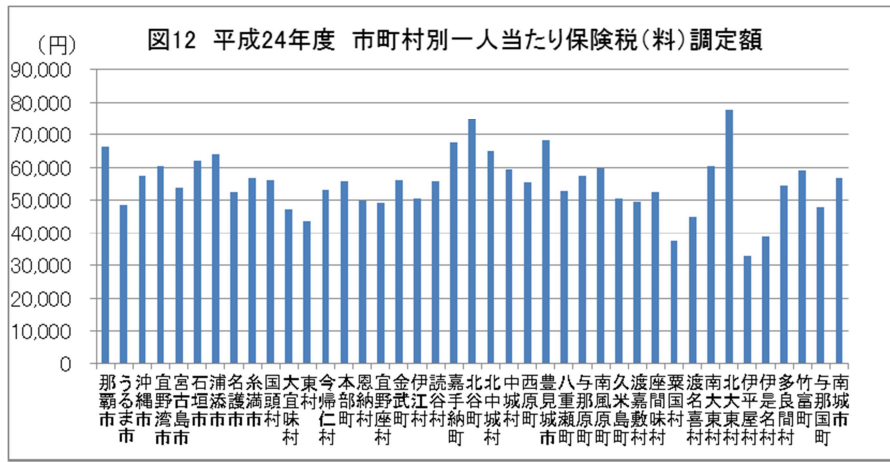
県内における一人当たり保険税(料)調定額は、平成 20 年度以降減少傾向にあり、平成 23 年度は 58,822 円で、全国平均の 89,666 円(対同年度)に比べ、約 3 万円低い状況にある。

改正後

これを市町村別で見た場合、最高が北大東村の 77,683 円、最低が伊平屋村の 32,773 円、その格差が約 2.4 倍となっており、全国的に見ても市町村間の格差が比較的大きくなっている(図 12)。



(出所)厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」



(出所)沖縄県保健医療部国民健康保険課「国民健康保険事業状況」

現行

また、平成 23 年度の一人当たり調定額を市町村別でみると、最も高い北谷町と最も低い伊平屋村では 1.93 倍の開きがある。(表3 「H23 年度保険者別調定額 県内・上位・下位 10」)

表 3

<1人あたり保険料が高い保険者1~10>

保険者名	H23年度	順位
北谷町	72,058	1
北大東村	67,330	2
豊見城市	66,955	3
那覇市	65,584	4
嘉手納町	65,378	5
竹富町	64,922	6
北中城村	64,259	7
浦添市	63,985	8
南風原町	59,930	9
宜野湾市	59,694	10

<1人あたり保険料が低い保険者1~10>

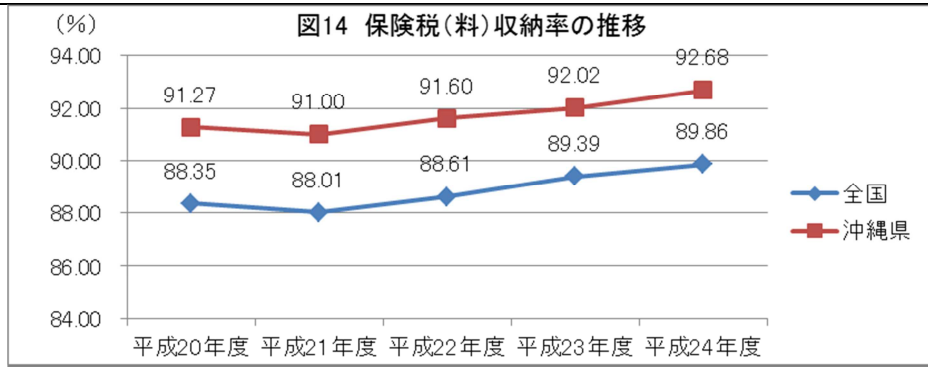
保険者名	H23年度	順位
伊平屋村	37,267	1
粟国村	38,604	2
東村	42,755	3
伊是名村	44,534	4
与那国町	46,740	5
うるま市	47,244	6
恩納村	49,295	7
宜野座村	50,304	8
大宜味村	50,693	9
名護市	51,679	10

単位:円

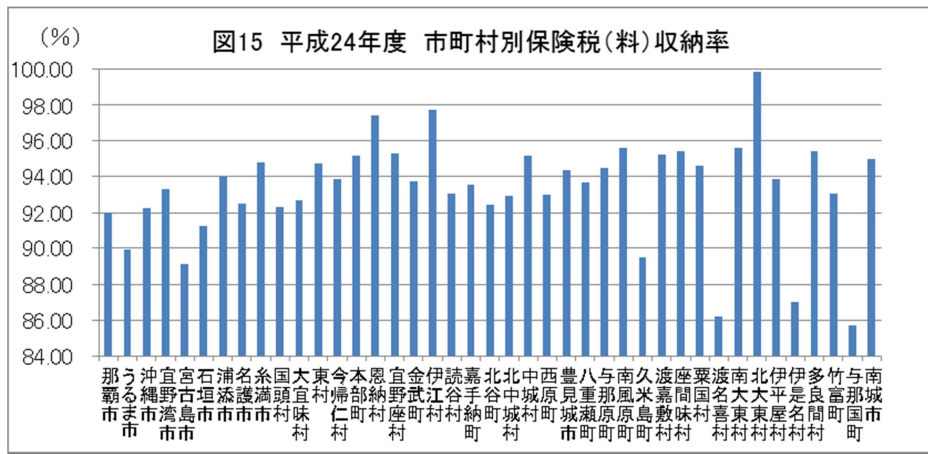
改正後	現行																																																																												
<p>(2) 一人当たり保険税(料)負担率</p> <p>平成24年度の一人当たり保険税(料)負担率(一人当たり所得に占める一人当たり保険税(料)調定額の割合)は、16.2%と、全国平均の14.3%を上回っている。</p> <p>これを市町村別で見た場合、最高が多良間村の38.8%、最低が東村の8.1%となっている(図13)。</p> <div data-bbox="168 544 1072 979" data-label="Figure"> <p>図13 平成24年度 市町村別一人当たり保険税(料)負担率</p> <table border="1"> <caption>図13 平成24年度 市町村別一人当たり保険税(料)負担率 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>負担率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>那覇市</td><td>16.2</td></tr> <tr><td>うるま市</td><td>15.5</td></tr> <tr><td>糸島市</td><td>14.5</td></tr> <tr><td>宮古市</td><td>13.5</td></tr> <tr><td>石川市</td><td>23.0</td></tr> <tr><td>浦添市</td><td>19.5</td></tr> <tr><td>名護市</td><td>16.5</td></tr> <tr><td>糸島市</td><td>17.5</td></tr> <tr><td>国頭市</td><td>22.5</td></tr> <tr><td>大田原村</td><td>20.5</td></tr> <tr><td>東村</td><td>8.1</td></tr> <tr><td>本郷村</td><td>25.0</td></tr> <tr><td>今帰仁村</td><td>25.0</td></tr> <tr><td>恩納村</td><td>14.0</td></tr> <tr><td>宜野湾市</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>江刺町</td><td>14.0</td></tr> <tr><td>読谷村</td><td>16.5</td></tr> <tr><td>嘉手納町</td><td>13.5</td></tr> <tr><td>北谷町</td><td>12.5</td></tr> <tr><td>北中城村</td><td>13.5</td></tr> <tr><td>西原町</td><td>15.5</td></tr> <tr><td>豊見城町</td><td>18.5</td></tr> <tr><td>八重瀬町</td><td>19.5</td></tr> <tr><td>与那国町</td><td>15.5</td></tr> <tr><td>南風原町</td><td>17.5</td></tr> <tr><td>久米島町</td><td>19.5</td></tr> <tr><td>渡嘉敷町</td><td>18.5</td></tr> <tr><td>座間味村</td><td>18.5</td></tr> <tr><td>喜界町</td><td>14.5</td></tr> <tr><td>東郷町</td><td>12.5</td></tr> <tr><td>屋敷島町</td><td>17.5</td></tr> <tr><td>名護市</td><td>18.5</td></tr> <tr><td>伊平川町</td><td>18.5</td></tr> <tr><td>伊多町</td><td>38.8</td></tr> <tr><td>多良間村</td><td>22.5</td></tr> <tr><td>竹富町</td><td>23.5</td></tr> <tr><td>南城市</td><td>18.5</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>(出所)厚生労働省保険局「平成24年度国民健康保険実態調査報告」報告データ、沖縄県保健医療部国民健康保険課「国民健康保険事業状況」を基に作成</p>	市町村	負担率 (%)	那覇市	16.2	うるま市	15.5	糸島市	14.5	宮古市	13.5	石川市	23.0	浦添市	19.5	名護市	16.5	糸島市	17.5	国頭市	22.5	大田原村	20.5	東村	8.1	本郷村	25.0	今帰仁村	25.0	恩納村	14.0	宜野湾市	15.0	江刺町	14.0	読谷村	16.5	嘉手納町	13.5	北谷町	12.5	北中城村	13.5	西原町	15.5	豊見城町	18.5	八重瀬町	19.5	与那国町	15.5	南風原町	17.5	久米島町	19.5	渡嘉敷町	18.5	座間味村	18.5	喜界町	14.5	東郷町	12.5	屋敷島町	17.5	名護市	18.5	伊平川町	18.5	伊多町	38.8	多良間村	22.5	竹富町	23.5	南城市	18.5	<p>(3) 保険税(料)収納率</p> <p>平成24年度現年度分の保険税(料)収納率は、92.68%で、全国第9位となっている(図14)。</p> <p>これを市町村別で見た場合、最高が北大東村の99.87%、最低が与那国町の85.73%となっており、14.14ポイントの開きがある(図15)。</p>
市町村	負担率 (%)																																																																												
那覇市	16.2																																																																												
うるま市	15.5																																																																												
糸島市	14.5																																																																												
宮古市	13.5																																																																												
石川市	23.0																																																																												
浦添市	19.5																																																																												
名護市	16.5																																																																												
糸島市	17.5																																																																												
国頭市	22.5																																																																												
大田原村	20.5																																																																												
東村	8.1																																																																												
本郷村	25.0																																																																												
今帰仁村	25.0																																																																												
恩納村	14.0																																																																												
宜野湾市	15.0																																																																												
江刺町	14.0																																																																												
読谷村	16.5																																																																												
嘉手納町	13.5																																																																												
北谷町	12.5																																																																												
北中城村	13.5																																																																												
西原町	15.5																																																																												
豊見城町	18.5																																																																												
八重瀬町	19.5																																																																												
与那国町	15.5																																																																												
南風原町	17.5																																																																												
久米島町	19.5																																																																												
渡嘉敷町	18.5																																																																												
座間味村	18.5																																																																												
喜界町	14.5																																																																												
東郷町	12.5																																																																												
屋敷島町	17.5																																																																												
名護市	18.5																																																																												
伊平川町	18.5																																																																												
伊多町	38.8																																																																												
多良間村	22.5																																																																												
竹富町	23.5																																																																												
南城市	18.5																																																																												

改正後

現行



(出所)厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」



(出所)沖縄県保健医療部国民健康保険課「平成24年度沖縄県市町村国保財政状況等」

(4) 保険税(料)の賦課方式

平成24年度の本県の賦課方式は、9市町村が3方式(所得割+均等割+平等割)、残りの32市町村が4方式(所得割+資産割+均等割+平等割)となっている。

沖縄県国民健康保険広域化等支援方針 新旧対照表

改正後	現行
<p>4 財政の状況</p> <p>(1) 決算収支</p> <p>平成 24 年度における収入総額は 1,914 億円、支出総額は 1,990 億円、収支差引合計額は 76 億円の赤字となっており、赤字市町村は 14 市町村である。</p> <p>単年度収入(1,879 億円)から単年度支出(1,903 億円)を控除した単年度収支差引額は 24 億円の赤字であり、これに国庫支出金等精算額を考慮した精算後単年度収支は、29 億円の赤字となっている。</p> <p>精算後単年度収支から決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金 77 億円を除いた実質的な精算後単年度収支差引額は、106 億円の赤字であり、赤字市町村は 39 市町村となっている(表 1)。</p> <p>本県市町村国保は、法定外繰入に頼らざるを得ない厳しい財政状況が続いている。</p>	<p>(5) 財政状況</p> <p>平成 14 年度以降、市町村国民健康保険事業の決算収支の状況は悪化の傾向にある。</p> <p>平成 23 年度の決算収支において、赤字総額は 52.4 億円となっており、全保険者 41 のうち約半数にあたる 20 保険者が単年度赤字となっている。単年度赤字保険者は前年度の 11 保険者に比べ 9 保険者増加している。一般会計からの法定外繰入金や累積赤字に相当する前年度繰上充用金は前年度に比べ減少しているが、平成 23 年度の法定外繰入金 54.4 億円と前年度繰上充用金 62.6 億円を合わせると 117 億円にもものぼる。</p> <p>前年度繰上充用を行う背景には、保険税(料)の引き上げや一般会計からの十分な繰り入れができず、赤字決算せざるを得ない保険者の事情があげられ、市町村の財政状況の厳しさを表している(表 4-1「決算収支状況」表 4-2「法定外繰入金及び繰上充用金の推移」)。</p> <p>また、平成 20 年度の医療制度改革に伴い導入された前期高齢者財政調整制度交付金においては、従前制度の退職者医療制度療養交付金に比べ、県全体でマイナス 22 億円という影響が生じた。</p> <p>これは、被保険者に占める前期高齢者の割合が本土と比べ低い本県の特殊要因に基づくものであり、当該制度改革に伴い生じた保険財政への影響については、交付金の減少分を補填する一定の措置及び、前期高齢者の割合が低くなる要因の一つに子どもの数が多いことがあるとして、この点を考慮した財政措置がなされたところである。</p>

沖縄県国民健康保険広域化等支援方針 新旧対照表

改正後	現行																																																																																																																																														
<p>表1 決算収支状況の推移</p> <p style="text-align: center;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">収入総額</th> <th rowspan="2">支出総額</th> <th colspan="2">収支差引合計額</th> <th colspan="2">実質的な精算後 単年度収支差引額</th> </tr> <tr> <th>赤字 保険者数</th> <th>赤字 保険者数</th> <th>赤字 保険者数</th> <th>赤字 保険者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20</td><td>165,750,712</td><td>173,855,698</td><td>△ 8,104,986</td><td>20</td><td>△ 9,027,607</td><td>38</td></tr> <tr><td>21</td><td>173,014,070</td><td>180,690,708</td><td>△ 7,676,638</td><td>17</td><td>△ 6,807,114</td><td>34</td></tr> <tr><td>22</td><td>180,107,212</td><td>184,109,710</td><td>△ 4,002,498</td><td>13</td><td>△ 3,828,364</td><td>33</td></tr> <tr><td>23</td><td>184,081,601</td><td>189,321,400</td><td>△ 5,239,799</td><td>10</td><td>△ 7,148,984</td><td>36</td></tr> <tr><td>24</td><td>191,401,780</td><td>199,026,360</td><td>△ 7,624,579</td><td>14</td><td>△ 10,650,716</td><td>39</td></tr> </tbody> </table> <p>(出所)沖縄県保健医療部国民健康保険課「国民健康保険事業状況」を基に作成</p>	年度	収入総額	支出総額	収支差引合計額		実質的な精算後 単年度収支差引額		赤字 保険者数	赤字 保険者数	赤字 保険者数	赤字 保険者数	20	165,750,712	173,855,698	△ 8,104,986	20	△ 9,027,607	38	21	173,014,070	180,690,708	△ 7,676,638	17	△ 6,807,114	34	22	180,107,212	184,109,710	△ 4,002,498	13	△ 3,828,364	33	23	184,081,601	189,321,400	△ 5,239,799	10	△ 7,148,984	36	24	191,401,780	199,026,360	△ 7,624,579	14	△ 10,650,716	39	<p>平成 24 年2月に示された「社会保障・税一体改革大綱」では、国民健康保険の財政基盤強化策を、税制抜本改革とあわせて実施することとされているが、増え続ける医療費に対して十分な財源の確保がなされにくいという国民健康保険事業の構造的不安定要因は、依然として課題となっている。</p> <p>今後、国民健康保険事業の運営の広域化が進展していく中で、安定した保険財政基盤の構築について慎重に検討する必要がある。</p> <p>表 4-1 「決算収支状況 (H14 年度~H23 年度)」</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年 度</th> <th rowspan="3">収 入 額</th> <th rowspan="3">支 出 額</th> <th rowspan="3">収支差引額</th> <th colspan="4">収 支 差 引 額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">剰余(黒字)</th> <th colspan="2">不足(赤字)</th> </tr> <tr> <th>保険者数</th> <th>金 額</th> <th>保険者数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>14</td><td>122,094,776</td><td>120,877,555</td><td>1,217,221</td><td>41</td><td>3,377,363</td><td>11</td><td>2,160,142</td></tr> <tr><td>15</td><td>129,936,292</td><td>130,478,278</td><td>△ 541,986</td><td>39</td><td>2,333,352</td><td>13</td><td>2,875,338</td></tr> <tr><td>16</td><td>137,642,433</td><td>138,476,259</td><td>△ 833,826</td><td>39</td><td>2,208,119</td><td>13</td><td>3,041,945</td></tr> <tr><td>17</td><td>142,375,938</td><td>144,974,474</td><td>△ 2,598,536</td><td>30</td><td>1,380,355</td><td>11</td><td>3,978,890</td></tr> <tr><td>18</td><td>155,993,618</td><td>158,544,804</td><td>△ 2,551,186</td><td>29</td><td>2,069,369</td><td>12</td><td>4,620,556</td></tr> <tr><td>19</td><td>174,403,157</td><td>178,980,298</td><td>△ 4,577,141</td><td>26</td><td>1,197,827</td><td>15</td><td>5,774,968</td></tr> <tr><td>20</td><td>165,750,712</td><td>173,855,698</td><td>△ 8,104,986</td><td>21</td><td>448,156</td><td>20</td><td>8,553,142</td></tr> <tr><td>21</td><td>173,014,070</td><td>180,690,708</td><td>△ 7,676,638</td><td>24</td><td>1,103,589</td><td>17</td><td>8,780,226</td></tr> <tr><td>22</td><td>180,107,212</td><td>184,109,710</td><td>△ 4,002,498</td><td>28</td><td>2,263,098</td><td>13</td><td>6,265,596</td></tr> <tr><td>23</td><td>184,081,601</td><td>189,321,400</td><td>△ 5,239,799</td><td>31</td><td>2,608,110</td><td>10</td><td>7,847,909</td></tr> </tbody> </table>	年 度	収 入 額	支 出 額	収支差引額	収 支 差 引 額				剰余(黒字)		不足(赤字)		保険者数	金 額	保険者数	金 額	14	122,094,776	120,877,555	1,217,221	41	3,377,363	11	2,160,142	15	129,936,292	130,478,278	△ 541,986	39	2,333,352	13	2,875,338	16	137,642,433	138,476,259	△ 833,826	39	2,208,119	13	3,041,945	17	142,375,938	144,974,474	△ 2,598,536	30	1,380,355	11	3,978,890	18	155,993,618	158,544,804	△ 2,551,186	29	2,069,369	12	4,620,556	19	174,403,157	178,980,298	△ 4,577,141	26	1,197,827	15	5,774,968	20	165,750,712	173,855,698	△ 8,104,986	21	448,156	20	8,553,142	21	173,014,070	180,690,708	△ 7,676,638	24	1,103,589	17	8,780,226	22	180,107,212	184,109,710	△ 4,002,498	28	2,263,098	13	6,265,596	23	184,081,601	189,321,400	△ 5,239,799	31	2,608,110	10	7,847,909
年度				収入総額	支出総額	収支差引合計額		実質的な精算後 単年度収支差引額																																																																																																																																							
	赤字 保険者数	赤字 保険者数	赤字 保険者数			赤字 保険者数																																																																																																																																									
20	165,750,712	173,855,698	△ 8,104,986	20	△ 9,027,607	38																																																																																																																																									
21	173,014,070	180,690,708	△ 7,676,638	17	△ 6,807,114	34																																																																																																																																									
22	180,107,212	184,109,710	△ 4,002,498	13	△ 3,828,364	33																																																																																																																																									
23	184,081,601	189,321,400	△ 5,239,799	10	△ 7,148,984	36																																																																																																																																									
24	191,401,780	199,026,360	△ 7,624,579	14	△ 10,650,716	39																																																																																																																																									
年 度	収 入 額	支 出 額	収支差引額	収 支 差 引 額																																																																																																																																											
				剰余(黒字)		不足(赤字)																																																																																																																																									
				保険者数	金 額	保険者数	金 額																																																																																																																																								
14	122,094,776	120,877,555	1,217,221	41	3,377,363	11	2,160,142																																																																																																																																								
15	129,936,292	130,478,278	△ 541,986	39	2,333,352	13	2,875,338																																																																																																																																								
16	137,642,433	138,476,259	△ 833,826	39	2,208,119	13	3,041,945																																																																																																																																								
17	142,375,938	144,974,474	△ 2,598,536	30	1,380,355	11	3,978,890																																																																																																																																								
18	155,993,618	158,544,804	△ 2,551,186	29	2,069,369	12	4,620,556																																																																																																																																								
19	174,403,157	178,980,298	△ 4,577,141	26	1,197,827	15	5,774,968																																																																																																																																								
20	165,750,712	173,855,698	△ 8,104,986	21	448,156	20	8,553,142																																																																																																																																								
21	173,014,070	180,690,708	△ 7,676,638	24	1,103,589	17	8,780,226																																																																																																																																								
22	180,107,212	184,109,710	△ 4,002,498	28	2,263,098	13	6,265,596																																																																																																																																								
23	184,081,601	189,321,400	△ 5,239,799	31	2,608,110	10	7,847,909																																																																																																																																								

沖縄県国民健康保険広域化等支援方針 新旧対照表

改正後	現行																																																									
	<p>表 4-2「法定外繰入金及び繰上充用金の推移(H6年度～H23年度)」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>繰上充用金</th> <th>法定外繰入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6</td><td>1,286,403</td><td>2,210,111</td></tr> <tr><td>7</td><td>1,173,545</td><td>1,645,503</td></tr> <tr><td>8</td><td>897,701</td><td>1,468,002</td></tr> <tr><td>9</td><td>697,340</td><td>1,139,467</td></tr> <tr><td>10</td><td>539,857</td><td>1,512,467</td></tr> <tr><td>11</td><td>1,025,724</td><td>3,134,931</td></tr> <tr><td>12</td><td>1,208,443</td><td>1,637,593</td></tr> <tr><td>13</td><td>1,246,363</td><td>2,024,099</td></tr> <tr><td>14</td><td>1,621,691</td><td>1,644,691</td></tr> <tr><td>15</td><td>2,022,221</td><td>1,784,822</td></tr> <tr><td>16</td><td>2,883,716</td><td>2,414,044</td></tr> <tr><td>17</td><td>2,580,133</td><td>2,957,998</td></tr> <tr><td>18</td><td>4,262,039</td><td>3,111,639</td></tr> <tr><td>19</td><td>4,620,556</td><td>4,628,659</td></tr> <tr><td>20</td><td>5,774,968</td><td>5,176,329</td></tr> <tr><td>21</td><td>8,553,142</td><td>7,552,083</td></tr> <tr><td>22</td><td>8,780,227</td><td>6,576,679</td></tr> <tr><td>23</td><td>6,265,596</td><td>5,447,784</td></tr> </tbody> </table>	年度	繰上充用金	法定外繰入金	6	1,286,403	2,210,111	7	1,173,545	1,645,503	8	897,701	1,468,002	9	697,340	1,139,467	10	539,857	1,512,467	11	1,025,724	3,134,931	12	1,208,443	1,637,593	13	1,246,363	2,024,099	14	1,621,691	1,644,691	15	2,022,221	1,784,822	16	2,883,716	2,414,044	17	2,580,133	2,957,998	18	4,262,039	3,111,639	19	4,620,556	4,628,659	20	5,774,968	5,176,329	21	8,553,142	7,552,083	22	8,780,227	6,576,679	23	6,265,596	5,447,784
年度	繰上充用金	法定外繰入金																																																								
6	1,286,403	2,210,111																																																								
7	1,173,545	1,645,503																																																								
8	897,701	1,468,002																																																								
9	697,340	1,139,467																																																								
10	539,857	1,512,467																																																								
11	1,025,724	3,134,931																																																								
12	1,208,443	1,637,593																																																								
13	1,246,363	2,024,099																																																								
14	1,621,691	1,644,691																																																								
15	2,022,221	1,784,822																																																								
16	2,883,716	2,414,044																																																								
17	2,580,133	2,957,998																																																								
18	4,262,039	3,111,639																																																								
19	4,620,556	4,628,659																																																								
20	5,774,968	5,176,329																																																								
21	8,553,142	7,552,083																																																								
22	8,780,227	6,576,679																																																								
23	6,265,596	5,447,784																																																								
<p>(2) 項目別収支内訳</p> <p>収入総額 1,914 億円の内訳を見ると、<u>国庫支出金が 717 億円(37.5%)と最も大きな割合を占めており、以下、共同事業交付金 310 億円(16.2%)、保険税(料) 291 億円(15.2%)、繰入金 233 億円(12.2%)、県支出金 129 億円(6.7%)の順となっている。</u></p> <p>収入内訳を全国と比較した場合の本県の特徴として、<u>①保険税(料)の割合が最も低い(全国 21.6%)、②前期高齢者交付金の割合が極端に低く、本県の次に低い福島県(17.3%)と比べても約3倍の開きがある、③国庫支出金の割合が最も高い、④繰入金の割合が東京都(12.8%)に次いで高いことがあげられる(図 16、図 17)。</u></p>																																																										

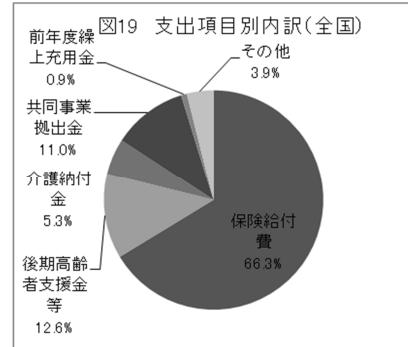
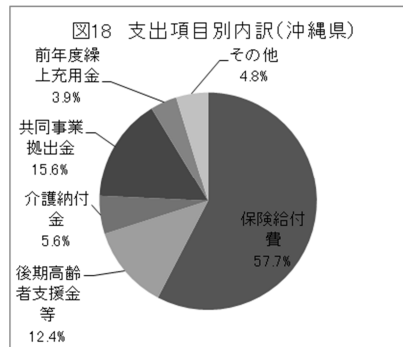
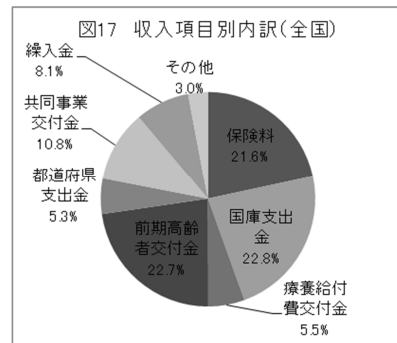
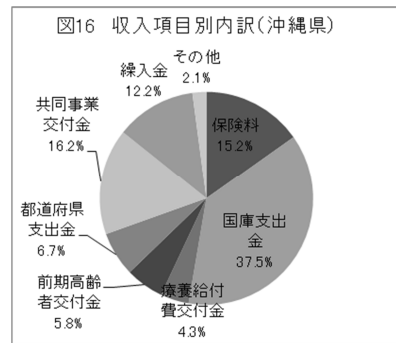
改正後

現行

次に、支出総額 1,990 億円の内訳を見ると、保険給付費が 1,147 億円 (57.7%) と最も大きな割合を占めており、以下、共同事業拠出金 310 億円 (15.6%)、後期高齢者支援金等 247 億円 (12.4%)、介護納付金 112 億円 (5.6%)、前年度繰上充用金 78 億円 (3.9%) の順となっている。

支出内訳を全国と比較した場合の本県の特徴として、保険給付費の割合が低いこと、共同事業拠出金及び前年度繰上充用金の割合が高いことがあげられる

(図 18、図 19)。



(出所)厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

改正後	現行
<p>(3) 法定外繰入・前年度繰上充用の状況</p> <p>平成 24 年度に法定外繰入を実施したのは 35 市町村で、繰入総額は 77 億円である。これを一人当たりで見ると、15,395 円となり、東京都、神奈川県に次いで、全国第3位となっている。これを市町村別で見た場合、栗国村 56,142 円、渡名喜村 49,883 円、大宜味村 44,547 円の順となっている。</p> <p>また、平成 24 年度に前年度繰上充用を実施したのは、10 市町村、総額は 78 億円となっており、実施市町村、実施額いずれも全国第4位となっている。これを市町村別で見た場合、那覇市 32 億円、うるま市 18 億円となっており、両市で大部分を占めている(図 20)。</p> <div data-bbox="152 778 1064 1284"> <p>図20 平成24年度 市町村別法定外繰入・前年度繰上充用の状況</p> <p>(出所)厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」</p> </div>	<p>5 被保険者数及び一人あたり医療費の将来見通し</p> <p>被保険者数については、国保加入割合の減少に伴い、今後、減少傾向で推移</p>

改正後	現行																																				
<p>し、平成 47 年度では 343,596 人と、平成 27 年度の 476,083 人の約 72%となる見込みである。また、被保険者の年齢構成については、0～19 歳の割合が、平成 27 年度の 19.1%から平成 47 年度の 13.0%へと減少する一方で、前期高齢者の割合は、平成 27 年度の 19.7%から平成 47 年度の 28.1%へと大幅に増加することが見込まれる(図 21)。</p> <p>一人あたり医療費については、前期高齢者の割合の増加等に伴い、今後、増加傾向で推移し、平成 47 年度では 332,500 円と、平成 27 年度の 277,642 円と比べて約 1.2 倍となる見込みである(図 22)。</p>																																					
<div data-bbox="174 715 1048 1189" data-label="Figure"> <p>図21 被保険者数の将来推計</p> <table border="1"> <caption>図21 被保険者数の将来推計 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>0～19歳 (%)</th> <th>20～39歳 (%)</th> <th>40～64歳 (%)</th> <th>65～74歳 (%)</th> <th>総数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>19.1%</td> <td>21.1%</td> <td>40.1%</td> <td>19.7%</td> <td>476,083</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>17.1%</td> <td>19.4%</td> <td>38.7%</td> <td>24.7%</td> <td>446,981</td> </tr> <tr> <td>平成37年度</td> <td>15.5%</td> <td>18.5%</td> <td>38.7%</td> <td>27.2%</td> <td>412,589</td> </tr> <tr> <td>平成42年度</td> <td>14.3%</td> <td>18.4%</td> <td>40.3%</td> <td>27.0%</td> <td>373,790</td> </tr> <tr> <td>平成47年度</td> <td>13.0%</td> <td>17.9%</td> <td>41.0%</td> <td>28.1%</td> <td>343,596</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	0～19歳 (%)	20～39歳 (%)	40～64歳 (%)	65～74歳 (%)	総数 (人)	平成27年度	19.1%	21.1%	40.1%	19.7%	476,083	平成32年度	17.1%	19.4%	38.7%	24.7%	446,981	平成37年度	15.5%	18.5%	38.7%	27.2%	412,589	平成42年度	14.3%	18.4%	40.3%	27.0%	373,790	平成47年度	13.0%	17.9%	41.0%	28.1%	343,596	
年度	0～19歳 (%)	20～39歳 (%)	40～64歳 (%)	65～74歳 (%)	総数 (人)																																
平成27年度	19.1%	21.1%	40.1%	19.7%	476,083																																
平成32年度	17.1%	19.4%	38.7%	24.7%	446,981																																
平成37年度	15.5%	18.5%	38.7%	27.2%	412,589																																
平成42年度	14.3%	18.4%	40.3%	27.0%	373,790																																
平成47年度	13.0%	17.9%	41.0%	28.1%	343,596																																

改正後	現行																		
<p style="text-align: center;">(円) 図22 一人当たり医療費の将来推計</p> <table border="1"> <caption>図22 一人当たり医療費の将来推計 (単位:円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>全国</th> <th>沖縄県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>324,837</td> <td>277,642</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>340,251</td> <td>298,318</td> </tr> <tr> <td>平成37年度</td> <td>342,154</td> <td>314,276</td> </tr> <tr> <td>平成42年度</td> <td>348,581</td> <td>321,247</td> </tr> <tr> <td>平成47年度</td> <td>363,788</td> <td>332,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆ 全国 ■ 沖縄県</p> <p>＜推計の前提条件＞</p> <p>○被保険者数</p> <p>将来国保加入割合に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」の5歳ごとの年齢階級別人口を乗じて推計した。</p> <p>なお、将来国保加入割合は、総務省統計局「10月1日現在推計人口」及び厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査報告」を基に、平成25年度の年齢階級別国保加入割合を算出し、これに近年の国保加入割合の伸び率を加味して、推計した。</p> <p>○一人あたり医療費</p> <p>厚生労働省保険局「医療給付実態調査報告」の平成24年度年齢階級別一人あたり医療費に、上記推計被保険者数を乗じて推計した。</p>	年度	全国	沖縄県	平成27年度	324,837	277,642	平成32年度	340,251	298,318	平成37年度	342,154	314,276	平成42年度	348,581	321,247	平成47年度	363,788	332,500	
年度	全国	沖縄県																	
平成27年度	324,837	277,642																	
平成32年度	340,251	298,318																	
平成37年度	342,154	314,276																	
平成42年度	348,581	321,247																	
平成47年度	363,788	332,500																	

改正後	現行
<p>第3章 事業運営の広域化又は財政の安定化において県が果たすべき役割</p> <p>県は、市町村国保における事業運営の広域化の調整、財政運営の広域化の企画立案、県内の標準設定を行い、事業運営の広域化又は財政の安定化を支援するものとする。</p> <p>また、本県の特殊事情を考慮した国民健康保険制度のあり方について、市町村と連携して国との調整を図る。</p>	
<p>第4章 事業運営の広域化又は財政の安定化に向けた施策の展開</p>	<p>第3章 事業運営の広域化に向けた施策の展開</p>
<p>1 事業運営の広域化等</p>	<p>1 事業運営の広域化</p>
<p>(1) <u>保険者事務の共通化</u></p> <p>県、市町村、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)が連携し、共同で実施している広報事業に関しては、国民健康保険に係る広報啓発活動をより効果的に行うため、引き続き共同で実施する。</p> <p><u>被保険者証に関しては、ほぼ全ての市町村が特定健診受診券一体型となっていることから、今後は同様式への被保険者証の統一及び交付事務の共通化について検討を行う。</u></p> <p><u>その他、市町村国保の事務の効率化と被保険者の利便性向上を図る観点か</u></p>	<p>(1) 保険者事務</p> <p>国民健康保険に係る広報啓発活動をより効果的に行うため、広報事業については、県、市町村、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)が連携し、共同で実施する。</p>

改正後	現行
<p><u>ら、保険者事務の共通化を推進していく。</u></p> <p>(2) <u>医療費適正化策の共同実施</u></p> <p>① <u>医療費適正化事務の充実・強化</u></p> <p><u>本県では、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知については、ほぼ全ての市町村が、レセプト点検や第三者行為求償事務についても約半数の市町村が、国保連との共同実施を行っている。市町村国保の事務の効率化を図り、医療費の適正化を推進する観点から、国保連と連携して、引き続きこれら医療費適正化策の共同実施の充実・強化を図っていく。</u></p> <p>② <u>高医療費市町村における医療費適正化策</u></p> <p><u>高医療費市町村については、医療費が高くなる要因分析を的確に行うとともに、その分析結果に基づいた医療に要する費用の適正化に向けた計画(以下「医療費適正化計画」という。)を策定し、対策に取り組むものとする。</u></p> <p><u>また、県及び国保連は、当該市町村の策定した医療費適正化計画の目標達成に必要な支援を検討する。</u></p>	<p>(2) <u>医療費適正化策</u></p> <p>本県の医療費は高齢化の進展等により増え続けており、特に、入院を中心とした75歳以上の高齢者の1人当たり医療費は、全国でも上位となっている。</p> <p>また、死亡原因の約6割を占める悪性新生物や脳血管疾患等の生活習慣病について受療率をみると、総じて入院が全国中位で、入院外が全国最下位となっている。</p> <p>現状のまま高齢化が進展していくと、医療費の増大により、公的医療保険の財政状況は益々厳しくなることが予測される。</p> <p>このため、特定健康診査の受診率の向上及び特定保健指導の着実な実施並びに、医療が必要な方への受診勧奨を確実に行うなどし、現在の入院医療を中心とした受療状況から、疾病の未然予防、早期発見・早期治療を図る方向へ転換していく必要がある。</p> <p>中でも、高医療費市町村については、医療費が高くなる要因分析を適確に行うとともに、県及び国保連等の関係機関は、市町村の行政機能及び保険者機能を補完する観点から必要な支援を検討する。</p>

沖縄県国民健康保険広域化等支援方針 新旧対照表

改正後	現行
<p>(3) <u>収納対策の共同実施</u></p> <p><u>保険税(料)は、市町村国保の主な財源であり、収納の適正化を図ることは、国保財政の安定化、被保険者間の公平性の観点から重要である。</u></p> <p><u>徴収担当職員のスキルアップを図るため、県では国保連と共同で、毎年度、徴収担当職員を対象とした研修会を開催しており、今後も、研修内容の充実を図っていく。また、県税務部門が開催する各種研修会へ国保徴収担当職員が参加できるように引き続き協力を依頼していく。</u></p>	<p>(3) 収納対策</p> <p>県は、市町村における収納対策を支援するため、研修計画を策定し、国保連と連携し、実施する。研修計画の策定に当たっては、地方税担当部門との連携を図り、徴収実務に関する知識や技術の向上に資する支援を実施することとする。</p> <p>滞納処分については、各市町村において取り組んでいるところであるが、独自の取り組みが困難な市町村もあることから、滞納処分の実績が高い市町村において実践研修を行うなど、先進市町村の知識や技術を活用し、県全体として収納対策の向上を図る体制を構築する。</p>
<p>(4) <u>保健事業の共同実施</u></p> <p><u>保健事業については、被保険者の健康の保持増進を促進し、ひいては医療費の適正化及び保険者の財政基盤の強化に資することから、市町村、医師会及び国保連等の関係機関と連携しながら、保健事業の推進を図る。</u></p>	<p>(4) 保健事業</p> <p>高齢化の進展等により医療費が増え続ける状況下において、国民健康保険事業を安定的に運営し、もって国民皆保険制度を堅持していくためには、医療費の伸びの適正化を図る取り組みが必要である。</p> <p>このため、県、市町村、医師会及び国保連の関係機関は、平成20年度から導入された特定健康診査及び特定保健指導に取り組んでいるところである。</p> <p>本県市町村の特定健康診査及び特定保健指導の状況をみると、全国に比べ、特定健康診査受診率は中位で、特定保健指導実施率は高くなっている。</p> <p>しかしながら、国が定めた目標値には、特定健康診査及び特定保健指導ともに達していない。</p> <p>このため、県、市町村、医師会及び国保連等の関係機関は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関して、綿密な意見調整を行い、それぞれの役割を相互に</p>

改正後	現行
<p>① <u>データヘルスの推進</u></p> <p><u>市町村においては、レセプトや健診情報等のデータを分析し、地域における健康課題を明確にして目標設定を含んだデータヘルス計画を策定した上で、効果的・効率的に保健事業を実施していく。</u></p> <p><u>国保連は、データヘルス計画の策定及び効果的・効率的な保健事業の実施について市町村を支援する。</u></p> <p><u>県は、各市町村の健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行う。</u></p> <p>② <u>特定健康診査・特定保健指導の受診率向上対策</u></p>	<p>組み合わせながら、効果的に推進していく必要がある。</p> <p>① 特定健康診査</p> <p>特定健康診査の受診率向上を図るためには、(ア)事業主健診結果の円滑な收受、(イ)通院中未受診者への受診勧奨、(ウ)(ア)及び(イ)のどちらでもない者への受診勧奨、の3つに整理し、それぞれの要因に応じた取り組みを進める必要がある。</p> <p>(ア)の事業主健診結果の円滑な收受については、市町村が事業主から健診結果を收受する具体的な仕組みが構築されていないことから、全国と同様、本県でもほとんど実施されていない状況にある。この様な中、平成 24 年度において、国保連と県内企業との調整により、当該企業に勤務する国保被保険者の健診結果を、所在市町村へ引き渡す取り組みが実施された。</p> <p>今後は、当該取り組みの実施内容を検証し、より効果的に健診結果の受け渡しができる方法について検討し拡大を図ることとする。</p>

沖縄県国民健康保険広域化等支援方針 新旧対照表

改正後	現行
<p><u>ア 集合契約の締結</u></p> <p>本県においては、県医師会との連携により、全県統一の集合契約を締結し、県内約 <u>380</u> の医療機関において、特定健康診査を受診できる体制が整えられており、<u>今後も引き続き対象医療機関の拡充を図っていく。</u></p> <p><u>イ 指導・助言</u></p> <p>県は、<u>受診率向上の効果的な取り組み事例の共有化を図るとともに、受診率の低迷している市町村に対しては、個別に指導・助言を実施する。</u></p> <p><u>ウ 通院中の健診未受診者対策</u></p> <p>県及び市町村は、主治医による受診勧奨の協力を求めるとともに、<u>医療機関窓口で受診状況が確認できるよう、被保険者証の特定健診受診券一体型への移行を図っており、これらの取り組みを引き続き実施していく。</u></p>	<p>また、県は、市町村等と連携し、事業主健診結果の円滑な収受が行われるよう、沖縄労働局との連絡調整を強化する。</p> <p>一方、本県では、医師会、市町村及び国保連等との連携により、全国に先駆けて全県統一の集合契約を締結しており、健診対象者は、県内約 350 の医療機関において、特定健康診査を受診できる体制が整えられている。</p> <p>(イ)の通院中未受診者については、本県の調査において健診対象者のうち 3割を越える方々がいると推計されている。当該未受診者は、自分自身の健康状態を自覚し治療のため通院しているものであることから、主治医による直接の受診勧奨が有効と考え、県では、平成 24 年度から、通院中未受診者の多い医療機関を訪問し、主治医による受診勧奨について協力を依頼している。</p> <p>今後は、当該取り組みの効果を検証し、有効と判断された場合には、各市町村において実施できるよう環境を整備するとともに、医療機関で健診未受診者の把握が容易に行えるよう、被保険者証と特定健診受診券との一体型への移行及び様式の統一化について促進する。</p> <p>(ウ)の未受診者は、県の調査等において、忙しい・時間がない・面倒といった理由により未受診となっていることから、特定健康診査の必要性について、引き続き周知・広報するとともに、沖縄労働局との連絡調整を強化し、健診を受けやすい</p>

沖縄県国民健康保険広域化等支援方針 新旧対照表

改正後	現行
<p><u>エ 効果的な保健指導の実施</u></p> <p>国保連は、専門性の高い研修会を企画開催し、<u>市町村保健師等のスキル向上を図る。</u></p> <p>また、市町村は、<u>被保険者の状況に応じた受診環境及び指導体制の整備を図るとともに、地域の実情に応じた効果的な保健指導の実施に努める。</u></p> <p><u>オ 県調整交付金の活用</u></p> <p>県は、<u>県調整交付金を活用し、市町村の実施する保健事業及び職員等の資質向上等の費用を助成するとともに、より実情に即した助成となるよう、各市町村、関係機関等の意見を踏まえながら、助成内容について検討していく。</u></p> <p>③ 健康教育</p>	<p>職場環境づくりを促進する。</p> <p>さらに、県及び国保連は、特定健康診査の優れた取組を市町村に情報提供し、受診率の向上を図ることとする。</p> <p>② 特定保健指導 特定保健指導の実施率向上を図る最善の方法は、特定保健指導を受けた対象者が満足する保健指導を実施することにある。</p> <p>このため、市町村は、保健師等人材の確保に努め、国保連等では、専門性の高い研修会を企画開催することで、特定保健指導を担当する保健師等のスキル向上を図る。</p> <p>また、市町村は、特定健康診査の集団健診会場において、健康相談のコーナーを設置するなどし、特定保健指導につなぎやすい状況をつくるほか、わかりやすい健診結果資料の作成や健診結果の手渡しによる対象者との面接機会の確保など、医療保険者の実情に応じた工夫を施し対応する。</p> <p>さらに、県及び国保連は、特定保健指導の優れた取組を市町村に情報提供し、実施率の向上を図ることとする。</p> <p>なお、今後は、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上に合わせて、特定保健指導のアウトカム指標の検討及び当該指標に基づく評価並びに、県調整交付金の活用方法について検討する。</p> <p>③ その他の保健事業</p> <p>健康教育は、人の一生において必要なものであり、各人のライフステージに応じた内容を実施することが重要である。</p>

沖縄県国民健康保険広域化等支援方針 新旧対照表

改正後	現行
<p>市町村は、教育関係機関等と連携し、<u>学校等</u>において、<u>児童等</u>を対象とした医療関係者等による健康教育の実施を<u>推進することとする。</u></p> <p>また、県は当該健康教育に関する事業の実施に当たっては、<u>県調整交付金を活用し、支援を行うこととする。</u></p> <p>2 財政運営の<u>広域化等</u></p>	<p>これまでも、市町村及び医師会等関係機関において、健康教育は実施されてきたが、引き続き県民のライフステージに応じた健康教育を実施する。</p> <p>県は、健康に対する意識の形成が児童期にあるとの視点に立ち、市町村及び教育関係機関等と連携を強化し、学校において、児童を対象とした医療関係者による健康教育授業の実施を目指すこととする。</p> <p>また、当該健康教育授業の実施に当たっては、県調整交付金の活用を検討する。</p> <p>その他、事業運営の広域化については、今後、各市町村における事務運営の実施状況を勘案しながら、段階的に導入していくこととする。</p> <p>2 財政運営の広域化</p>
<p>(1) 保険財政共同安定化事業の<u>円滑な実施</u></p> <p><u>保険財政共同安定化事業の対象事業が、平成 27 年度から全ての医療費に拡大されることに伴い、負担が増大する市町村に対して、県特別調整交付金による支援を行う。なお、拠出金算定に際しての拠出割合は、医療費実績割 50、被保険者割 50 とする。</u></p> <p>(2) 県調整交付金の活用</p>	<p>(1) 保険財政共同安定化事業の活用</p> <p>保険財政共同安定化事業については、平成 27 年度から対象医療費を拡大して実施することとする。事業拡大を円滑に実施するため、対象医療費拡大のシミュレーションを行い、拠出超過により負担が増大する市町村に対する支援策について検討する。</p> <p>保険財政共同安定化事業の拡大は、保険税(料)水準の平準化を目的としており、市町村に対する支援は、経過措置として行う。</p> <p>(2) 都道府県調整交付金の活用</p> <p>都道府県調整交付金の活用については、市町村の収納意欲を促す観点から収</p>

沖縄県国民健康保険広域化等支援方針 新旧対照表

改正後	現行
<p>県調整交付金は、保険財政共同安定化事業の対象医療費拡大に伴い負担が増大する市町村に対する支援に活用するため、特別調整交付金として配分する。</p> <p><u>また、平成 27 年度から特別調整交付金が交付金の総額の9分の3に増額されることを踏まえ、市町村の収納意欲を促すことに加え、保健事業を促進させる等、保険者機能を高める方向でより効果的な支援を行うこととする。</u></p> <p>(3) 広域化等支援基金の活用</p> <p>広域化等支援基金は、保険税(料)の激変緩和を図ることを目的に、市町村への貸付事業の財源として活用するほか、<u>国民健康保険の広域化に向けた調査研究費又は共同事業の調整等を行うための経費として活用する。</u></p> <p>3 県内の標準設定</p>	<p>納率に応じた交付金の算定を行うこととし、支援方針で定めた保険者規模別収納率目標の目標値を達成した市町村に対しては、達成度に応じて交付金を増額し、交付することとする。</p> <p>また、平成 24 年4月の国民健康保険法の改正により引き上げられた都道府県調整交付金の2%については、保険財政共同安定化事業の対象医療費拡大に伴い負担が増大する市町村に対する支援に活用するため、特別調整交付金として配分する。</p> <p>その他、都道府県調整交付金のさらなる活用については、市町村の収納意欲を促すことに加え、保健事業を促進させる等、保険者機能を高める方向でより効果的な支援を行うこととする。</p> <p>(3) 広域化等支援基金の活用</p> <p>広域化等支援基金は、保険税(料)の激変緩和を図ることを目的に、市町村への貸付事業の財源として有効に活用されている。</p> <p>さらに広域化に向けた取り組みを推進するため、当該基金の運用益を活用し、国民健康保険の広域化に向けた調査研究費又は共同事業の調整等を行うこととする。</p> <p>3 県内の標準設定</p>
<p>(1) 保険者規模別の収納率目標</p> <p>各市町村の収納率の実態等を踏まえ、保険者規模別の収納率目標を表2の</p>	<p>(1) 保険者規模別の収納率目標</p> <p>保険者規模別の収納率目標の設定については、各市町村の被保険者数及び</p>

沖縄県国民健康保険広域化等支援方針 新旧対照表

改正後	現行																																
<p>とおりに定めることとし、各市町村はその達成に向け努力するものとする。</p> <p>県は収納率目標の達成状況に応じて、県調整交付金による支援を行うとともに、<u>収納率目標を下回る市町村に対しては必要な技術的助言を行うこととする。</u></p> <p style="text-align: center;">表2 沖縄県市町村規模別収納率目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">保険者規模(一般+退職)</th> <th style="background-color: #ffff00;">収納率目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1千人未満</td><td>95.2%</td></tr> <tr><td>1千人以上4千人未満</td><td>94.5%</td></tr> <tr><td>4千人以上7千人未満</td><td>93.8%</td></tr> <tr><td>7千人以上1万5千人未満</td><td>93.1%</td></tr> <tr><td>1万5千人以上2万5千人未満</td><td>92.4%</td></tr> <tr><td>2万5千人以上6万人未満</td><td>91.7%</td></tr> <tr><td>6万人以上</td><td>91.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>※収納率は、一般被保険者、現年度分の数値</p> <p>(2) 赤字解消の目標年次</p> <p>各市町村は、保険税(料)の引き上げ、収納率の向上及び医療費適正化策等を図ることにより、<u>都道府県単位化の時点を目処に、国民健康保険に係る財政赤字の計画的な解消に努める。</u></p>	保険者規模(一般+退職)	収納率目標	1千人未満	95.2%	1千人以上4千人未満	94.5%	4千人以上7千人未満	93.8%	7千人以上1万5千人未満	93.1%	1万5千人以上2万5千人未満	92.4%	2万5千人以上6万人未満	91.7%	6万人以上	91.0%	<p>規模別平均収納率の実態等を踏まえ、表5のとおりとする。</p> <p>なお、収納率目標を定めた日以降、各市町村はその達成に向け努力するものとし、<u>収納率目標を下回る市町村に対して県は必要な技術的な助言や勧告を行うこととする。</u></p> <p style="text-align: center;">表5「沖縄県市町村規模別収納率目標」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">保険者規模</th> <th style="background-color: #ffff00;">収納率目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1千人未満</td><td>95.2 以上</td></tr> <tr><td>1千人以上4千人未満</td><td>94.5 以上</td></tr> <tr><td>4千人以上7千人未満</td><td>93.8 以上</td></tr> <tr><td>7千人以上1万5千人未満</td><td>93.1 以上</td></tr> <tr><td>1万5千人以上2万5千人未満</td><td>92.4 以上</td></tr> <tr><td>2万5千人以上6万人未満</td><td>91.7 以上</td></tr> <tr><td>6万人以上</td><td>91.0 以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 赤字解消の目標年次</p> <p>赤字解消の目標年次は、県内市町村の実態等を踏まえ設定するとともに、一般会計からの繰入金による赤字補填については、国の医療制度改革等による影響を勘案しながら、今後、国民健康保険事業の運営の広域化が進展していく中で、保険税(料)の引き上げ、収納率の向上及び医療費適正化策の推進等により解消するよう努める。</p>	保険者規模	収納率目標	1千人未満	95.2 以上	1千人以上4千人未満	94.5 以上	4千人以上7千人未満	93.8 以上	7千人以上1万5千人未満	93.1 以上	1万5千人以上2万5千人未満	92.4 以上	2万5千人以上6万人未満	91.7 以上	6万人以上	91.0 以上
保険者規模(一般+退職)	収納率目標																																
1千人未満	95.2%																																
1千人以上4千人未満	94.5%																																
4千人以上7千人未満	93.8%																																
7千人以上1万5千人未満	93.1%																																
1万5千人以上2万5千人未満	92.4%																																
2万5千人以上6万人未満	91.7%																																
6万人以上	91.0%																																
保険者規模	収納率目標																																
1千人未満	95.2 以上																																
1千人以上4千人未満	94.5 以上																																
4千人以上7千人未満	93.8 以上																																
7千人以上1万5千人未満	93.1 以上																																
1万5千人以上2万5千人未満	92.4 以上																																
2万5千人以上6万人未満	91.7 以上																																
6万人以上	91.0 以上																																

沖縄県国民健康保険広域化等支援方針 新旧対照表

改正後	現行
<p>(3) 標準的な保険税(料)算定方式及び応益割合</p> <p><u>保険料(税)の算定方式については、都道府県単位化の時点までに、原則として3方式への移行を目指すこととする。ただし、算定方式の見直しは被保険者の保険税(料)負担に大きく影響することから、市町村の意見を十分踏まえながら検討していくこととする。</u></p> <p><u>また、標準的な応益割合の設定についてもあわせて検討していくこととする。</u></p>	<p>(3) 標準的な保険税(料)算定方式及び応益割合</p> <p>標準的な保険税(料)算定方式及び応益割合については、今後、国民健康保険事業の運営の広域化が進展していく中で、県内市町村の実態及び医療費の推計等を踏まえ設定する。</p>
<p>第5章 施策実現のための体制</p>	<p>第4章 施策実現のための体制</p>
<p>1 連携会議等、関係市町村相互間の連絡調整</p>	<p>1 連携会議等、関係市町村相互間の連絡調整</p>
<p>国民健康保険事業の運営の広域化に向けて、県、市町村及び国保連等関係機関の連携を図るため、<u>沖縄県広域化等連携会議を開催するとともに、必要に応じて連携会議の下に設置した作業部会において広域化に関する実務レベルの検討を行う。</u></p> <p>2 共同事業実施のための体制づくり</p>	<p>国民健康保険事業の運営の広域化に向けて、県、市町村及び国保連等関係機関の連携を図るため、<u>沖縄県広域化等連携会議を引き続き設置するとともに、必要に応じて作業部会等を設置する。</u></p> <p>2 共同事業実施のための体制づくり</p>
<p>県、市町村及び国保連等は、国民健康保険事業の運営の広域化が進展していく中で、保険者事務の共通化、医療費適正化策の共同実施、収納対策の共同実施及び広域的な保健事業を実施するための体制整備について検討する。</p>	<p>県、市町村及び国保連等は、今後、国民健康保険事業の運営の広域化が進展していく中で、保険者事務の共通化、医療費適正化策の(共同)実施、収納対策の(共同)実施及び広域的な保健事業を実施するための体制整備について検討する。</p>

沖縄県国民健康保険広域化等支援方針 新旧対照表

改正後	現行
<p>3 広域化等支援方針の年次評価、見直し</p>	<p>3 広域化等支援方針の年次評価、見直し検討</p>
<p>この方針に定めた「沖縄県市町村規模別収納率目標」等の標準設定にかかる達成状況等を検証するため毎年度評価を行うとともに、必要に応じて当該標準設定の見直しを行うこととする。</p>	<p>この方針に定めた「沖縄県市町村規模別収納率目標」等の標準設定にかかる達成状況等を検証するため毎年度評価を行うとともに、必要に応じて当該標準設定の見直しを行うこととする。</p>